

相続時精算課税による贈与が増加

◆ 相続時精算課税贈与とは？

相続時精算課税贈与とは、親や祖父母から子や孫へ財産を贈与する際に適用できる贈与税の特例制度です。この制度を利用すると、60歳以上の親や祖父母が、18歳以上の子や孫に対して生前に最大2,500万円までの贈与を非課税で行うことができます。ただし、この制度は、「贈与税の負担を一時的に軽減する代わりに、将来の相続時にその贈与分も含めて相続税を計算する」必要があるものです。

つまり、贈与時点では税金がかからなくても、相続が発生した際にその分を相続財産に加えて再度精算(課税)されるという制度です。また、非課税枠を超える部分については、一律20%の税率で贈与税が課されます(相続税の前払い分として処理)。

また、この制度を一度選択すると、その贈与者については、暦年贈与に戻すことができなくなるため、慎重な判断が必要です。

相続時精算課税は、不動産など将来的に値上がりが見込まれる資産を早めに移転したい場合には有効ですが、相続税の負担がゼロになるわけではないなどデメリットもあり、利用者は伸び悩んでいた制度です。

◆ 相続時精算課税における基礎控除額の新設

2024年の税制改正により、相続時精算課税制度にも、年110万円の基礎控除額が新たに設けられました。これにより、制度の使い勝手が大きく改善されています。

改正前の相続時精算課税制度では、贈与額が少額であっても申告が必要でしたが、2024年1月1日以降の贈与については、年間110万円までは非課税となり、申告も不要となりました。

◆ 贈与税の申告状況

2024年分の贈与税の申告書の申告人員は、47万人(対前年比▲7.0%)となっており、減少しています。そのうち、申告納税額がある方(納税人員)は、33万人(同▲11.4%)と、その申告納税額は3,935億円(同+10.9%)となっており、前年分と比較すると、申告人員及び納税人員は減少し、申告納税額は増加しているようです。

◆ 贈与税の課税方法別の申告状況

(1) 暦年課税

暦年課税を適用した申告人員は、40万人(対前年比▲14.0%)と、その申告納税額は3,274億円(同+9.7%)となっており、前年分と比較すると、申告人員は減少していますが、申告納税額は増加しました。

(2) 相続時精算課税

相続時精算課税を適用した申告人員は、8万人(同+59.2%)と、その申告納税額は、661億円(同+17.5%)となっており、前年分と比較すると、いずれも増加しました。改正初年度ではあるものの、かなり利用する方が増えており、今後も重要な相続対策のひとつとして、活用される方は増えると考えられます。

CONTENTS

相続時精算課税による

贈与が増加……………	P.1
予定納税(所得税)の納期と	
減額申請期限……………	P.2
ダイレクト納付とは？……………	P.2
国外財産調書と	
財産債務調書……………	P.3
M&A「のれん」の	
定期償却見直しへ……………	P.4
社宅用家具の貸与と	
給与課税……………	P.4
職場における	
熱中症対策の強化について…	P.5
6月度の税務スケジュール……	P.5
今月の名言録……………	P.6
無料相談会実施中……………	P.6

最新情報は

ASAKのX(旧ツイッター)も
ご利用ください！

随時更新しますので
フォローして下さい！



予定納税(所得税)の納期と減額申請期限

◆ 予定納税とは

予定納税は、その年の5月15日現在において確定している前年分の所得金額や税額などを基に計算した金額(予定納税基準額)が15万円以上となる方について、その方が一括で税金を納付した場合の負担感を緩和することや、国の歳入を平準化する目的から、その年の所得税および復興特別所得税の一部をあらかじめ納付しなければならないとされている制度です。

予定納税額は、予定納税基準額の3分の1の金額を、その年に第1期および第2期として2回納付することになり、翌年の確定申告において、確定申告書で計算した税額から納付済の予定納税額を差し引くことで、税額の過不足分を精算することになります。

上記の通り、1回あたり予定納税基準額の3分の1相当額となりますが、2024年分の第1期分の予定納税額は、その税額から、本人分の定額減税相当額(30,000円)を控除した残額となります。

なお、2025年分の納期は、次のとおりです。

	納期限(法定納期限)
第1期分	2025年7月31日(木)
第2期分	2025年12月1日(月)

特に振替納税の場合には、
振替日当日の口座残高に
ご注意ください。



◆ 予定納税額の減額

廃業や休業あるいは業況不振などの要因で、その年分の復興特別所得税を含めた納税額を見積ったときに予定納税基準額よりも少なくなると見込まれる場合、申請を行い承認されると予定納税額が減額できます。

この申請を「予定納税の減額申請」といいます。

なお、2025年分について、申請を行う場合の提出期限は、次のとおりです。減額申請には見積額の算定が必要なので減額をご希望の場合にはお早めに当事務所へご相談ください。

	計算の基準日	提出期限
第1・2期分	2025年6月30日(月)	2025年7月15(火)

ダイレクト納付とは？

ダイレクト納付とは、申告書等を電子申告で提出した後、納税者の預貯金口座から、即時又は指定した期日に、口座引落としにより、国税を電子納付する手続です。

この利用に当たっては、事前にe-Taxの利用開始手続を行った上、納税地を所轄する税務署へ、専用の届出書を書面で提出していただく必要があります(個人の方は、専用の届出書をオンラインで提出することもできます)。

国税庁の報告によると、2023年度のキャッシュレス納付割合は約4割でしたが、ダイレクト納付を含む電子納税は、全体の4分の1を占め、ここ数年で順調に増えているようです。

◆ ダイレクト納付にするメリット

① 納税手続きが楽になる

窓口での待ち時間や納付書管理の手間から解放されます。地方税では、すべての都道府県・市区町村に一括で納付できます。

② 納付日が設定できる

即時納付だけでなく、納付日の指定もできるので、資金繰りを調整しながら計画的に納付できます。納付漏れの心配もありません。

③ いつでもどこでも、手数料が「0円」

いつでもどこからでも納付できます。「自動ダイレクト」という方法を使えば、申告時に納付の設定ができますので、税理士に委託いただくことも可能です。クレジットカード納付等と異なり、手数料もかかりません。

ダイレクト納付は便利で効率的な方法ですが、利用する際に気を付けておきたいポイントが一つだけあります。それは「口座残高の確認」です。ダイレクト納付では、指定した日に銀行口座から自動的に振替が行われますが、残高が不足して

いる場合、納付は実行されません。

この場合には、納期限を過ぎてしまうと延滞税が発生しますのでご注意ください。納期限前の場合には、再度期日を指定して納付も可能です。ダイレクト納付は、このリスクさえしっかり抑えれば、便利にご活用いただけます。

国外財産調書と財産債務調書

一定の要件に当てはまる個人が提出する義務があるものとして「国外財産調書」や「財産債務調書」があります。これら調書の主な用途は、情報の収集と財産の把握および蓄積です。2024年分の提出期限は、6月30日(月)となりますのでご注意ください。

◆ 調書の目的

適正・公平な課税の推進のために、国税庁が重点的に取り組む事項の1つとして位置づけられます。資産運用の多様化・国際化を念頭に置いた調査の実施がこれにあたります。昨今、増加する個人の海外投資や企業の海外取引などについて、資産隠しや国際的な租税回避に対応するため、次の点を推進し、積極的に調査を実施しているものです。

- 情報リソースの充実(情報収集・活用の強化)
- 調査マンパワーの充実(執行体制の整備・拡充)
- グローバルネットワークの強化(外国当局との連携等)



情報リソースの充実を図るために活用されているものの中には、次の調書があります。

調書名	概要	提出数
国外送金等調書	国外への送金や国外から受領した額が100万円を超えるものについて、その送金等を行った金融機関が作成して提出	790万枚
国外財産調書	国外に一定の財産を有している個人が作成して提出	12,494件
財産債務調書	一定の所得等か財産を有している個人が作成して提出	74,772件

出典元: 国税庁「国税庁レポート2024」

上記以外にも、他の制度も活用して、取引や財産を把握し、分析を行い、的確に対応しているようです。また、富裕層における将来の相続税の適正課税に向けた情報の蓄積も図られています。

ここでは、個人が提出することとなる2つの調書について、提出義務者を確認します。

◆ 国外財産調書

その年の12月31日現在で、次の要件すべてに該当する個人が提出義務者となります。

【要件(①②すべての要件に該当すること)】

- ① 日本の居住者(日本国籍がない一定の個人を除く)であること
- ② ①が保有する国外財産の合計が 5,000万円を超えていること



◆ 財産債務調書

次の要件のいずれかに該当する個人が、提出義務者となります。

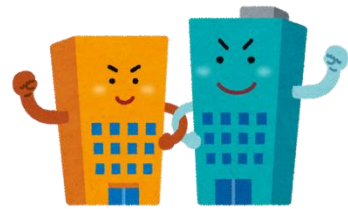
【要件(①②いずれかの要件に該当すること)】

- ① その年の所得が 2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において合計3億円以上の財産若しくは合計1億円以上の有価証券等を有すること
- ② その年の12月31日において合計10億円以上の財産を有すること

いずれの調書も、2024年分は2024年12月31日の現況により判断します。外貨建ての財産は、年末の為替相場で円換算してください。なお、提出義務者は、2025年6月30日までに作成して税務署へ提出しなければなりません。(国外財産調書には虚偽記載や正当な理由がなく期限内に提出しなかった場合には、罰則もあるのでご注意ください。)

M&A「のれん」の定期償却見直しへ

企業がM&A(合併・買収)する際に、「のれん」の償却を定期的にしない会計処理を認める制度変更の動きが出てきています。会計上の負担を軽くしてスタートアップなどのM&Aによる成長を後押しし、企業の新陳代謝を促したい意向です。



のれんとは、M&Aの際に相手企業の純資産額を上回って支払った代金のことを指します。買収先のブランド力や技術力など見えない資産の対価と位置づけられており、日本の会計基準では販管費として最大20年以内(税務上は5年間)に定期償却する必要があります。

これに対して、国際会計基準(IFRS)と米国基準は、買収先企業の価値を定期的に判定し、企業価値が下がったときのみ、のれんを減損処理する仕組みとなっています。

したがって、日本基準を採用する企業は、償却費を毎年計上しなければならないので、決算書上の営業利益が小さくみえ、M&Aを行う際には、買収価格ものれんの償却費を考慮した上で提示しなければならないため、他国企業との競争に不利となっているのです。

こうした状況を踏まえ、政府の諮問機関である規制改革会議がのれんの会計処理について「非償却」または「非償却か償却の選択制」に変えることを答申で提起し、日本の会計基準を定める企業会計基準委員会(ASBJ)に検討を要請するようです。

のれんを定期償却しない会計処理をすると、買収先企業の業績が悪化した際に損失を一気に計上する必要がありますが、企業が迅速に計上しないケースも想定され、投資家にとってはリスクが見えにくくなるとの指摘もあります。

のれんの定期償却は、日本が1990年代後半から進めてきた会計改革で、最後まで残る課題の一つです。定期償却しない会計処理の容認は、内外基準の差を埋めるにあたり、長年の懸案を解消することにもなりそうです。

	日本基準	国際基準・米国基準
方法	定期償却 〔毎年一定額を 販管費に計上〕	非償却 〔企業価値が下がると 減損処理〕
デメリット	・利益が圧迫され やすい ・買収価格の提示競争 で不利になる	・減損処理の際、 業績のブレが大きい ・投資家のリスクが 見えにくい
メリット	・費用計上分散 ・費用計上 が機械的で明確	・実態に近い 企業価値を反映 ・無駄な費用計上 を回避

社宅用家具の貸与と給与課税

◆ 家賃に対する給与課税

近年の物価上昇を踏まえ、従業員に社宅を貸与する際に、家具や家電も貸与する会社があるようです。セットで貸与する場合でも、給与課税の対象となる経済的利益については、原則として社宅と家具等を区分して検討する必要があるので注意が必要です。

社宅については、無償で貸与する場合、社宅の賃貸料相当額が経済的利益として給与課税されますが、従業員から家賃を受け取っていて、その家賃が賃貸料相当額の50%以上である場合には、その家賃と賃貸料相当額との差額は、給与課税されません。



◆ 貸与する家具等に対する給与課税

これに対して、家具等については、社宅のように一定額以上を受け取っていれば給与課税されないといった取扱いが存在していないため、実際に従業員が受けた経済的利益に対して、給与課税されることになります。

具体的な貸与した家具等の経済的利益については、その家具等が「自社所有である場合」と「リース物件である場合」とで評価が異なってきます。

自社所有の家具等を貸与する場合には、「減価償却費相当額(定額法)+維持管理費相当額」等の算式で、合理的に見積もった金額が経済的利益となります。一方で、リースを受けた家具等を貸与する場合には、「リース料相当額」が、経済的利益となります。

例えば、従業員に対して、社宅(賃貸料相当額50,000円)とリースを受けた家具(リース料相当額25,000円)を併せて貸与するケースを検討してみましょう。社宅については、従業員から家賃として25,000円(賃貸料相当額の50%以上に該当)を受け取っているとすれば、差額の25,000円は給与課税されません。一方で、家具等については、従業員から賃料として、たとえ15,000円(リース料相当額の50%以上に該当)を受け取っていたとしても、差額の10,000円は、経済的利益として給与課税されことになるのです。なお、国税庁の質疑応答事例では、貸与先が居住者である外国人社員を前提とされていますが、一般的な日本人の従業員のケースも同様の取扱いになります。



職場における熱中症対策の強化について

職場における熱中症対策の強化策として、熱中症の重篤化を防止するため、労働安全衛生規則が改正され、2025年6月1日から施行されています。

◆ 強化された熱中症対策

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が、事業者には義務付けられます。

(1) 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、

- ① 「熱中症の自覚症状がある作業員」
- ② 「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」

がその旨を報告するための体制(連絡先や担当者)を事業場ごとにあらかじめ定めて、関係作業員に対して周知すること。

(2) 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、

- ① 作業からの離脱
- ② 身体のコリ
- ③ 必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
- ④ 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること。

◆ 熱中症を生ずるおそれのある作業とは

WBGT(湿球黒球温度)28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、連続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるものをいいます。

※ WBGT(湿球黒球温度)とは、暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数のことで、日本産業規格を参考に実際の作業現場で測定したもの(実測できない場合には、熱中症予防情報サイト等でWBGT基準値を把握)

6月度の税務スケジュール

内 容	期 限
5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(前年12月～当年5月分)の納付	納 期 限 6月10日(火)
所得税の予定納税額の通知	6月16日(月)
4月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税等>	申告期限 } 納 期 限 } 6月30日(月)
1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>	
10月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)	
消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>	
消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>	
個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)	

今月の名言録

時は心のうちからだのうちに積みゆくもの 女優 山本富士子

私は亡くなった主人と毎年バースデーカードを贈り合っていたんですけども、主人は必ずそこに素敵な言葉を記してくれたんですね。その一つが砂時計の話だったんです。『産経新聞』の一面に、「朝の詩」という一般読者の方が投稿する欄があって、主人はそこへ投稿された「この秋」という詩に大変感銘を受けて、「砂時計の詩」と題してバースデーカードに引用し贈ってくれたんです。

砂 時 計 の 詩

1トンの砂が、時を刻む砂時計があるそうです。
その砂が、音もなく巨大な容器に積もっていくさまを見ていると
時は過ぎ去るものではなく
心のうちからだのうちに積みゆくものと、いうことを、実感させられるそうです。
時は過ぎ去るものではなく
心のうちからだのうちに積みゆくもの



私はこの言葉に出会うまでは、時は過ぎ去るものと考えていました。こうしてお話している時ももちろん刻々と過ぎていきます。だからこそこの一瞬一瞬を大切に、一日一日を大切に、いい刻を自分の心や体の中に積もらせていくことが大事で、それがやがて豊かな心やいい人生を紡いでいってくれる。そう受けとめて、一日一日を精いっぱい生きる、きょう一日を精いっぱい生きることの大切さを改めて実感させられました。とても感動したものですから小さな紙に書いて、お財布に入れていつも持ち歩いているんです。 (「1日1話、読めば心が熱くなる365人の仕事の教科書」致知出版社刊)

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願いいたします。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

何でも気軽にご相談ください！

事務所のご案内

【名古屋オフィス】 〒460-0022

愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL:052-331-0135・0145 FAX:052-331-0167
<https://asaoka-kaikei.com/>

【四日市オフィス】 〒510-0105

三重県四日市市楠町南川8-1
TEL:059-397-8650 FAX:059-397-8651



本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

